

四日市市告示第108号

四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月21日

四日市市長 森 智 広

水素供給設備整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱（令和5年四日市市告示第413号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

第1号様式（表面）

水素供給設備整備事業計画認定申請書

年 月 日

（あて先）

四日市市長

住 所

申請者

氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者氏名）

四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

事業名称		
設置予定場所		
補助対象事業の区分 （該当するものを選択すること）	<input type="checkbox"/> 水素供給設備を設置する事業	<input type="checkbox"/> 適正な方法で70MPaの燃料電池バスに15kg（約167Nm <sup>3</sup> ）の水素を10分程度で充填可能な能力を持つ水素供給設備を設置する事業
	<input type="checkbox"/> 臨海部コンビナート地区で製造した水素を用いた水素供給設備を設置する事業	<input type="checkbox"/> 臨海部コンビナート地区で製造した水素を用いて、適正な方法で70MPaの燃料電池バスに15kg（約167Nm <sup>3</sup> ）の水素を10分程度で充填可能な能力を持つ水素供給設備を設置する事業
補助対象設備概要	供給方式 :	
	水素供給能力 : Nm <sup>3</sup> /h	
補助対象経費	円	
経済産業省補助金額	円	
補助金申請額 （千円未満切り捨て）	円	
補助対象事業の期間	着手予定年月日 : 年 月 日	
	完了予定年月日 : 年 月 日	

第 1 号様式 (裏面)

[添付書類]

- 法人登記事項証明書又は住民票の写し
- 定款又はこれに類するもの(規約)
- 事業計画書(申請の事業内容、設置機器、専門用語の説明、工事工程等がわかるもの)
- 対象設備の設計図面
- 設置予定場所の周辺地図
- 経済産業省補助金の交付申請書と交付申請に係る書類一式(写し)
- 経済産業省補助金の交付決定通知書(写し)
- 市税完納証明書
- その他市長が必要と認める書類

連絡先 及び 担当者	所属		電話	
	氏名		F A X	

第 2 号様式

水素供給設備整備事業計画認定通知書

第 号  
年 月 日

(申請者)

様

四日市市長

年 月 日付けで認定申請があった計画について、四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、次のとおり計画を認定しましたので通知します。

認定番号	
対象事業名	
補助対象事業の区分	
対象設備の設置予定地	四日市市
認定の条件等	(1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) この認定に係る関係書類は、事業完了後 5 年間保存しなければならない。

第 3 号様式

水素供給設備整備事業計画不認定通知書

第 号  
年 月 日

(申請者)

様

四日市市長

年 月 日付けで認定申請があった計画について、四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、計画を認定しないと決定しましたので通知します。

対象事業名	
不認定の理由	

第 4 号様式

水素供給設備整備事業計画変更認定申請書

年 月 日

(あて先)

四日市市長

住 所

申請者

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者氏名)

四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり変更申請します。

認 定 番 号	
対 象 事 業 名	
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	

添付書類

変更事項を証する書類（経済産業省補助金の計画変更等承認結果通知書、事業変更計画書等）

第 5 号様式

水素供給設備整備事業計画変更認定通知書

第 号  
年 月 日

(申請者)

様

四日市市長

年 月 日付けで変更申請のあった計画につきまして、四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、次のとおり変更を認定しましたので通知します。

認定番号	
対象事業名	
補助対象事業 の区分	
対象設備の 設置予定地	四日市市
変更の条件等	(1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) この認定に係る関係書類は、事業完了後 5 年間保存しなければならない。

第7号様式及び第8号様式を次のように改める。



第 7 号様式

水素供給設備整備事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)

四日市市長

住 所

申請者

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で認定を受けた計画につきまして、四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり交付申請します。

認 定 番 号	
対 象 事 業 名	
補 助 対 象 事 業 の 区 分	
補 助 対 象 経 費	円
経 済 産 業 省 補 助 金 額	円
補 助 金 申 請 額 (千円未満切り捨て)	円
事 業 完 了 日	年 月 日
操 業 開 始 日	年 月 日

添付書類

- 支払明細書一覧
- 領収書等支払を証する書類 (写し)
- 設備の完成を証する書類・高圧ガス保安法に基づく製造施設完成検査証 (写し)
- 経済産業省補助金の実績報告書と実績報告に係る書類一式 (写し)
- 経済産業省補助金の額確定書 (写し)

第 8 号様式

水素供給設備整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日

(申請者)

様

四日市市長

年 月 日付けで交付申請があった事業について、四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

認 定 番 号	
対 象 事 業 名	
補 助 対 象 事 業 の 区 分	
交 付 決 定 額	円
認 定 の 条 件 等	(1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市水素供給設備整備事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) この奨励金の交付に係る関係書類は、事業完了後 5 年間保存しなければならない。 (3) この奨励金の交付については、後日市が報告を求め、調査を行うことがある。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(商工農水部工業振興課)